

意見募集要領

1 意見募集対象

「家計調査の収支項目分類の改定（案）」

2 資料入手方法

意見募集対象については、電子政府の総合窓口〔e-Gov〕(<http://www.e-gov.go.jp/>)の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp/>)の「報道資料」欄に掲載するほか、総務省統計局統計調査部消費統計課にて閲覧に供します。

3 意見の提出方法

意見提出様式の記載事項を全て明記し、次のいずれかの方法により提出してください。指定の方法以外で提出された意見は受理できませんので、あらかじめ御了承ください。

意見の作成は、日本語に限ります。

(1) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：kakei26_atmark_soumu.go.jp

総務省統計局統計調査部消費統計課 まで

迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「_atmark_」を「@」に置き換えてください。

電子メールでの意見は、テキスト形式のメールによる意見のみを受理します。セキュリティ上、添付ファイルやURLへのリンクにより提出された意見は受理できません。

(2) FAX を利用する場合

FAX 番号：03 - 5273 - 1495

総務省統計局統計調査部消費統計課 まで

担当に電話連絡の後、送付してください。

電話番号：03 - 5273 - 1174（直通）

(3) 郵送する場合

〒162 - 8668 東京都新宿区若松町19 - 1

総務省統計局統計調査部消費統計課 まで

(4) 電子政府の総合窓口〔e-Gov〕(<http://www.e-gov.go.jp/>) を利用する場合

e-Gov ヘルプ記載の使い方に従い、意見を提出してください。なお、添付ファイルは利用できません。

4 意見提出期限

平成 26 年 6 月 9 日 (月) 午後 5 時 (必着) (ただし、郵送については、平成 26 年 6 月 9 日 (月) 付けの消印まで有効とします。)

なお、意見の受付締切時間終了後においても、電子政府の総合窓口〔e-Gov〕の意見提出フォームに意見を記載し送信することは可能ですが、提出された意見を意見公募手続による意見として受付はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。

5 留意事項

意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。(電子メール及び電子政府の総合窓口〔e-Gov〕の意見提出フォームを利用する場合は、意見本文の冒頭に要旨を記載してください。)

提出されました意見は、電子政府の総合窓口〔e-Gov〕(<http://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ(<http://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するほか、総務省統計局統計調査部消費統計課にて配布します。

意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

御記入いただいた氏名(法人等にあつてはその名称)、住所(所在地)、電話番号及びメールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

提出された意見とともに、氏名(法人等にあつてはその名称及び代表者の氏名)を公表する場合があります。公表の際に匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

(意見提出様式)

平成 26 年 月 日

総務省統計局統計調査部
消費統計課 へ

家計調査の収支項目分類の改定(案)について

1. 氏名(ふりがな)(注1)
2. 住所(ふりがな)
3. 電話番号
4. 電子メールアドレス
5. 意見
(1) 該当箇所(どの部分についての御意見か、該当箇所が分かるように記載してください。)

- (2) 意見

- (3) 理由

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番としてください。